

軽油引取税の脱税対策が更に強化されました

平成18年度の地方税法改正により、不正軽油の原材料等を提供した者に対する罰則(供給者罰則)が創設され、平成23年度の改正により罰則が強化されました。

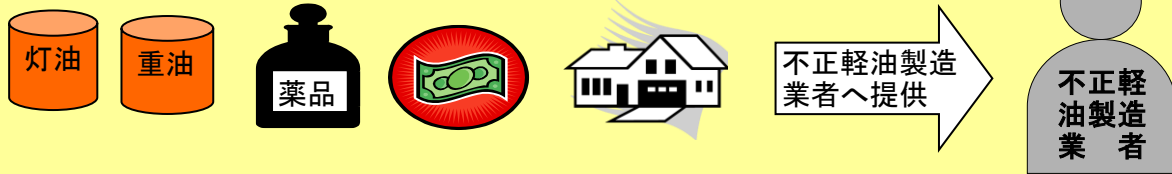
◎ 供給者罰則の強化

不正軽油の製造に使われることを知って材料・薬品・設備などを提供・運搬した者に対しても罰則が科されます。

不正軽油の製造等の用に供されることを知りながら
・原材料・薬品等の供給又は運搬
・資金、土地・建物、設備、機械等の提供

供給者罰則

7年以下の懲役
700万円以下の罰金・法人は2億円以下の罰金



◎ 都道府県の徴税吏員の質問検査権に係る規定の整備

石油製品を運搬する者について、都道府県の徴税吏員の質問検査権の対象となることを明記

◎ 元売業者等の指定の取消要件の追加

元売業者や特約業者が供給者罰則に当る行為を行った場合、それらの指定を取消することができる規定を整備

<平成16年度の地方税法改正により創設され、平成23年度改正により強化された罰則>

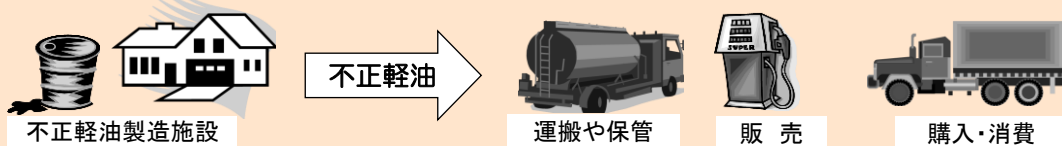
◎ 購入者罰則の強化

不正軽油と知っていながら、運搬や保管、販売、購入、処分の媒介やあっせんをした者に対しても罰則が科されます。

「不正軽油」とは
県税事務所長の承認を受けずに、灯油と重油を混ぜて製造された燃料等をいいます。

購入者罰則(不正軽油譲受罪)

3年以下の懲役
300万円以下の罰金・法人は1億円以下の罰金



◎ 罰則の強化 (太字は改正部分)

脱税犯 ・10年以下の懲役、**1,000万円**以下の罰金(脱税額が**1,000万円**を超えるときは脱税相当額)

不正軽油の製造(製造承認義務違反) ・10年以下の懲役、**1,000万円**以下の罰金 法人は**3億円**以下の罰金

免税軽油使用者による不正な免税軽油の引取り ・10年以下の懲役、**1,000万円**以下の罰金

検査拒否(帳簿類の調査や質問・採油の拒否、虚偽の答弁など) ・1年以下の懲役、**50万円**以下の罰金

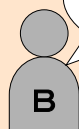
◎ 「補完的納税義務」の創設

Aが特定できなかつたり所在が不明なときは、**製造を受託したBや施設や設備を貸したCが軽油引取税を連帯して納税する義務を負います。**

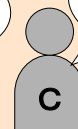
不正軽油の製造
や販売を指図



本来の納税義務者



製造を頼ま
れただけ。



建物を貸し
ただけ。

連帯納税義務

軽油引取税に関するお問い合わせ先

総合県税事務所課税課課税第三係 026(234)9508
<Eメール: zei-sogo@pref.nagano.lg.jp>
東信県税事務所課税課課税第一係 0267(63)3139
<Eメール: zei-toshin@pref.nagano.lg.jp>
南信県税事務所課税課課税第一係 0265(76)6807
<Eメール: zei-nanshin@pref.nagano.lg.jp>
中信県税事務所課税課課税第一係 0263(40)1909
<Eメール: zei-chushin@pref.nagano.lg.jp>
県庁税務課課税係 026(235)7048
<Eメール: zeimu@pref.nagano.jp>

不正軽油に関する情報をお寄せください

- ・安い軽油の勧誘があった
- ・軽油の色やにおいがおかしい
- ・不審なタンクローリーが出入している
- ・自動車に灯油を給油している など

【ながのけん不正軽油ホットライン】

フリーダイヤル 0120-940-050

(平日の午前9時から午後5時)

ファクシミリ 026-235-7497

Eメール zeimu@pref.nagano.lg.jp

または県税事務所担当係(左記)までお願いします